

平成24年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年6月14日(木)

議事日程(第4号)

平成24年6月14日午前10時開議

日程第1 報告第3号ないし報告第15号

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第47号

日程第3 請願第2号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第3号ないし報告第15号(採決)

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第47号

日程第3 請願第2号

出席議員

13番	茅根 猛	議長	16番	山口 恒男	副議長
1番	藤田 謙二	議員	2番	赤堀 平二郎	議員
3番	木村 郁郎	議員	4番	深谷 渉	議員
5番	鈴木 二郎	議員	6番	平山 晶邦	議員
7番	益子 慎哉	議員	8番	菊池 伸也	議員
9番	深谷 秀峰	議員	10番	高星 勝幸	議員
11番	荒井 康夫	議員	12番	成井 小太郎	議員
14番	片野 宗隆	議員	15番	福地 正文	議員
17番	川又 照雄	議員	18番	後藤 守	議員
19番	黒沢 義久	議員	20番	沢 畠 亮	議員
21番	高木 将	議員	22番	宇野 隆子	議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	梅原 勤	副市長
中原 一博	教育長	江幡 治	総務部長
佐藤 啓	政策企画部長	岡部 芳雄	市民生活部長
塙 信夫	保健福祉部長	井坂 孝行	産業部長
鈴木 典夫	建設部長	荻津 一成	会計管理者
鈴木 則文	上下水道部長	福地 壽之	消防長
山崎 修一	教育次長	宇野 智明	秘書課長

植 木 宏 総 務 課 長 中 村 弘 監 査 委 員

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 関 勝 則 次長兼議事係長
榊 一 行 総 務 係 長

午前 10 時開議

○茅根猛議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○茅根猛議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 報告第 3 号ないし報告第 15 号

○茅根猛議長 日程第 1，報告第 3 から報告 15 号まで，以上 13 件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

報告第 3 号，報告第 4 号，以上 2 件について通告がありますので，発言を許します。

22 番宇野隆子議員の発言を許します。

22 番宇野隆子議員。

〔22 番 宇野隆子議員 登壇〕

○22 番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は，報告第 3 号及び報告第 4 号につきまして質疑を行います。

いずれも地方税法改正による市民税，あわせて都市計画税条例の一部を改正する条例に関連しておりますので，3 号，4 号あわせてお伺いしたいと思います。

まず，報告第 3 号，12 ページから 13 ページ，第 10 条にわたって改正案が書かれておりますけれども，この中で据置特例を 2 年間の経過措置後に廃止による住宅用地の固定資産税の状況及び都市計画税の状況がどう変わるのか，お伺いいたします。

もう 1 点は，固定資産税の評価がえに伴い負担軽減措置がとられますけれども，地価が下落しても税負担が増える状況にあるのではないかと思いますけれども，当市の状況について，何筆ぐらいあるのかお伺いをいたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。総務部長。

〔江幡治総務部長 登壇〕

○江幡治総務部長 報告第 3 号及び第 4 号についての 2 点のご質問にお答えいたします。

まず，据置特例が廃止になることによる固定資産税及び都市計画税の状況でございますが，固定資産税におきましては，今年度課税対象となっております住宅用地が約 2 万 8,000 筆ござい

ます。そのうち、評価額に対する課税標準額の割合を示します負担水準が90%を超え、100%以下で据置特例の適用を受けているものが約7,900筆、負担水準が90%以下で、負担調整により課税標準が上昇しているものが約1万2,700筆となっております。

都市計画税におきましては、課税対象が約7,000筆、据置特例適用が約500筆、負担水準が90%以下のものが約900筆となっております。

この据置特例の経過措置が終了します平成26年度以降は、負担水準が100%以下のものにつきましては、100%になるまで、毎年負担調整により、なだらかに税負担が上昇することになります。このため、据置特例の廃止等によりまして、最終的に増額となる税額は今年度ベースで比較をいたしますと、固定資産税で約1,700万円、都市計画税で約100万円程度が見込まれます。

次に2点目の、地価が下落しても税負担が増えることにつきましては、前回の評価がえのときも同様ではございましたが、負担水準が低い土地につきましては、なだらかに税負担を上昇させる負担調整措置が継続されております。地価の下落に伴い評価額が下落しましても、税負担が上昇するものがございます。これに該当するものでございますが、宅地を例に申し上げますと、宅地が5万2,100筆のうち、固定資産税では1万5,600筆、都市計画税では1,000筆程度が該当になるものと見込んでおります。

○茅根猛議長 以上で質疑を終結いたします。

○茅根猛議長 これより討論を行います。

報告第3号、報告第4号、以上2件について討論の通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。報告第3号及び報告第4号の専決処分の承認を求めることについて、市税条例の一部を改正する条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例の2件について、反対の立場から討論を行います。

2012年、平成24年度ですけれども、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月30日に可決成立し、4月1日に施行されました。原発事故被害に対する課税免除や新築住宅の固定資産税の軽減措置が2年間延長になるなど、こういう部分には賛成ですけれども、問題は住宅用地の固定資産税及び都市計画税について、軽減措置の据置特例を2年後の2014年に廃止するとしております。経過措置として、2012年から13年度は評価額に対する負担水準が90%を超えるものについて据え置かれます。これによって、先ほど質疑いたしましたけれども、地価下落の小さいところでは増税になります。先ほどご答弁いただきました固定資産税においても、90%以下、上昇が1万2,700筆という大きな数値が出ているわけです。ですから、下落の小さいところでは増額にもなります。

市街化区域の農地についても住宅用地と同じく据置特例の2014年廃止、当面は縮小されます。総務省は市街化区域農地は、今後住宅用地としての活用が想定されることなどから、一般住

宅用地の据置特例と同様の措置を行うとしております。

また、住宅用地の固定資産税、都市計画税の評価額については、1992年の通達で、評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の2割から3割程度から7割水準まで引き上げたために、評価額が一気に上がることが問われなければなりません。激変緩和のため、負担調整措置が設けられましたが、その結果、地価が下がり続けても税負担が増えるという矛盾が生じており、問題があります。こうしたことによる増税は認められません。

以上で、反対の理由を述べまして討論といたします。

○茅根猛議長 以上で討論を終結いたします。

○茅根猛議長 採決いたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○茅根猛議長 起立多数であります。

よって、報告第3号については原案承認することに決しました。

○茅根猛議長 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○茅根猛議長 起立多数であります。

よって、報告第4号については原案承認することに決しました。

○茅根猛議長 お諮りいたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、報告第6号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号))、報告第7号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第6号))、報告第8号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号))、報告第9号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号))、報告第10号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))、報告第11号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第5号))、以上7件については原案承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○茅根猛議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第11号まで、以上7件については原案承認することに決しました。

○茅根猛議長 次に、報告第12号から報告第14号までの3件については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第15号については地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第47号

○茅根猛議長 次に、日程第2、議案質疑を行います。

議案第40号から議案第47号まで、以上8件を一括議題といたします。通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。

22番宇野隆子議員。

[22番 宇野隆子議員 登壇]

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第40号、議案第41号、議案第43号の3件につきまして、質疑を行います。

まず、議案第40号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について伺います。122ページになりますけれども、第5条使用料について伺います。1項については体験交流施設を使用しようとする者は第3条の許可を受ける際に別表——124ページに載っておりますけれども、その表に定める使用料を納付しなければならない。この使用料の料金設定の考え方について、1点お伺いいたします。第5条の2項、市長は特に必要があると認めるときは前項の使用料を減額し、または免除することができるということになっておりますけれども、特に必要があると認めるときということとは、具体的にどのようなケースなのか。これらは内規等に盛り込まれてくるのではないかと思いますけれども、どのような内容のことなのかお伺いいたします。

次に、議案第41号常陸太田市印鑑条例等の一部改正についてです。これは131ページ、平成24年7月9日から施行されるということでもありますけれども、この中の新旧対照表で見ますと、第2条になりますが、本市の外国人登録原票に登録されている外国人の方々が現在何名いるのかお伺いいたします。現行の第1項第2号が廃止になるので、外国人が移行するに当たっての作業がどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

次に、議案第43号、歳出の7ページ、先ほど金砂ふるさと体験施設の設管条例について伺いましたけれども、今回の農業費の中の19の負担金補助及び交付金の中に補助金として金砂ふるさと体験交流事業費30万円が計上されております。これは、これまで金砂ふるさと協議会ができて、そういう中で話を進めてきた経過があると思いますけれども、ここに補助金が交付されると思いますけれども、この補助金の用途についてお伺いいたします。

あわせて、協議会の構成メンバーは、これまで全協などでもお伺いしてまいりましたけれども、

全協などで話されたとおりのメンバーなのか伺いたいと思います。

以上です。

○茅根猛議長 答弁を求めます。産業部長。

〔井坂孝行産業部長 登壇〕

○井坂孝行産業部長 議案第40号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例における第5条の使用料及び使用料の減免についてのご質問にお答えいたします。

この施設につきましては、地域資源を生かし、都市と農山村の交流促進を図り、活力ある地域づくりを目的とした体験交流施設であります。

第5条の使用料に係る料金設定の考え方につきましては、県内の同様施設の使用料及び本施設の管理運営等に係る必要経費等を勘案するとともに、家族等の利用を促進する上で、未就学児は無料とし、また体験交流という施設の目的から連泊利用も考えられますことから、連泊による利用者につきましては、リネン費相当分を割り引いた料金の設定といたしました。

また、使用料の減免につきましては、市が主催、または共催する事業に使用するときは免除とし、その他、市長が特に必要と認めるときは市長が定める額とし、15名以上の団体が利用するときには連泊料金と同額とするとともに、市内の各種団体等が日帰りによる施設使用の場合においても減額を考えております。また、公民館が主催する各種事業や金砂地区の団体等が利用する場合、さらには市内の子ども会及びスポーツ少年団等が使用する場合につきましては、それぞれ市長が定める額といたします。

続きまして、議案第43号金砂ふるさと体験交流事業に対する補助金の使途についてのご質問にお答えいたします。今回計上いたしました補助金30万円につきましては、常陸太田市ふるさと体験交流施設の開設後の体験メニューを企画立案及び実施する金砂地区ふるさと協議会へ補助するものであります。その補助内容としましては、体験用の消耗品や販売用の浴用タオル、シャンプー、石けんセット等を事前に準備するための運営費補助金であります。

以上です。

○茅根猛議長 市民生活部長。

〔岡部芳雄市民生活部長 登壇〕

○岡部芳雄市民生活部長 議案第41号常陸太田市印鑑条例等の一部改正についてのご質疑でございます。

まず1点目の、本市の外国人登録原票に登録されている外国人は現在何名かというご質疑でございます。5月末現在で、男性が47名、女性が92名の合わせて139名でございます。

もう1点の、現行の第1項第2号が廃止になるので、外国人が移行するに当たっての作業はどういう状況になっているのかというご質疑でございます。基準日の5月7日現在で、外国人登録原票を元に、仮の住民票の記載事項通知書を作成いたしまして、5月14日に郵送または手渡しでお渡ししております。通知書の記載事項に誤りがある場合につきましては、ご連絡をいただきまして修正することとしております。なお、この仮住民票につきましては、施行日である7月9日に住民票となるものでございます。

以上でございます。

○茅根猛議長 産業部長。

〔井坂孝行産業部長 登壇〕

○井坂孝行産業部長 先ほどの答弁の中で、金砂地区のふるさと協議会の構成メンバーにつきまして答弁が漏れましたので、ご報告いたします。

構成メンバーにつきましては、前回のメンバーと同じであります。

内容につきましては、金砂地区町会の町会長、副会長及び上宮同志会、常陸秋そばオーナー制の協議会、茨城みずほ農業共同組合、地域おこし協力隊などであります。

以上です。

○茅根猛議長 22番宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 議案第41号についてお伺いいたします。

参考までにお伺いしたいと思うんですが、現行でいいますと、外国人登録法が今度廃止されるということに伴って、在留資格を有しない外国籍住民で太田に生活実態がある人で住民基本台帳に載っていない人、こういう方がいるのかいないのか、なかなか掌握するのは難しいでしょうけれども、そのあたりの状況をもしお答えできればお願いいたしたいと思っております。

○茅根猛議長 市民生活部長。

〔岡部芳雄市民生活部長 登壇〕

○岡部芳雄市民生活部長 2点目のご質疑にお答えいたします。

在留資格を有しない外国籍の住民の生活実態ということでございますけれども、それにつきましては、市のほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○茅根猛議長 以上で質疑を終結いたします。

○茅根猛議長 ただいま議題となっております議案第40号から議案第47号まで、以上8件についてはお手元に配付いたしております議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第3 請願第2号

○茅根猛議長 次に、日程第3、請願第2号東海第二原子力発電所の再稼動に反対する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、総務委員会に付託をいたします。

○茅根猛議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月21日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分散会